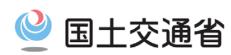
# 太田川総合水系環境整備事業(太田川河川マリーナ)

国土交通省 中国地方整備局 平成24年1月26日



## 太田川河川マリーナの概要

❷ 国土交通省

- ・<u>太田川市内派川に不法係留されているプレジャーボートを収容するための施設</u>として、平成10年度から整備。
- ・太田川河川マリーナは<u>広島市が整備する下水処理場の屋上を利用し、プレジャーボート約350隻を</u> **陸上保管**する施設。
- ・国土交通省において、外郭施設、水域施設、係留施設、屋上進入橋梁及び、上下架施設の整備を 行い、広島市が陸上保管施設及び管理運営施設等を整備。
- 事業年度:昭和63年度~、総事業費65億円(国:55億円、市:10億円)





#### 【施設の概要】

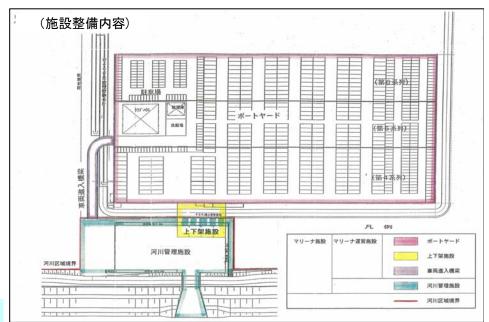
施設面積:屋上施設(2.1ha)、泊地部(0.4ha) 陸上保管施設:収容計画隻数(350隻):市 外郭施設:防波堤、泊地護岸、港口部

水域施設:泊地、航路

上下架施設:ボートリフター4基

係留施設:一時係留桟橋

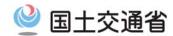
管理運営施設等:クラブハウス、駐車場、サービス施設:市

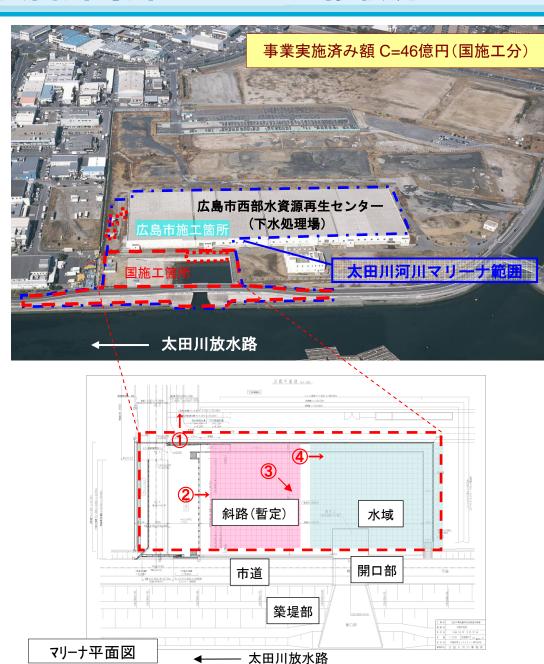


## 現在の状況

- 広島市との共同事業であるが、現在市の財政が厳しいため、 一旦中止している。
- ・現在整備を終えている施設は不法係留船の保管場所として 暫定利用している。

## 太田川河川マリーナの進捗状況





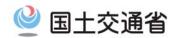








# 太田川河川マリーナを巡る主な経緯



年月	主な経緯
昭和62年 1月	プレジャーボート対策連絡協議会設置 (国・広島県・広島市)
昭和63年 4月	太田川河川マリーナ着手
平成 3年 9月	台風19号の強風・高潮等の影響でプレジャーボートの堤防上への打ち上げ、沈船等が生じ、油流出事故が多発
平成 9年 8月	太田川河川マリーナ実施設計着手
平成10年 8月	<u>泊地護岸工事着手</u>
平成10年 9月	「太田川水系不法係留船対策に係る計画書」策定(中国地方整備局・広島県)
平成15年 2月	事業評価監視委員会・再評価『継続』
平成15年 10月	広島市公共事業見直し委員会の中間報告で「中止することが適当と認められる事業」と答申
平成16年 1月	広島市議会大都市制度等対策特別委員会へ「市の事業費を伴う事業参画については一旦中止し、国交省と協議を 進める」と報告
平成17年 3月	<b>泊地斜路掘削暫定完成</b> 簡易代執行等の船舶仮置き場、水防ブロックの仮置き場として利用
平成20年 2月	事業評価監視委員会・再評価『継続』 ただし、「広島市の財政事情により市が「一旦中止」としていることを踏まえ、運営主体となる広島市の対応を 見ながら早期に整備再開ができるよう調整を継続すること」の附帯意見
平成23年 11月	21日:広島市が市議会建設委員会に「事業を中止する方針」を説明し、了承される 30日:広島市長から太田川河川事務所長へ「事業の中止」を申入れ

## 太田川市内派川の不法係留船対策の経緯・対策状況



## ○不法係留船の弊害

- ・広島県は、静穏な瀬戸内海に面し、全国一多くのプレジャーボートが存在。
- ・太田川市内派川にはS50年代頃から不法係留船が増大し、洪水時等の流下阻害、堤防・護岸等の損傷、沈没等による油流出、景観の悪化、騒音、安全な河川利用の阻害等が社会問題化。

## 洪水時等の流下阻害

洪水・高潮時に船舶が流出し橋梁に 引っかかると、水が塞き止められ、水 位が上昇し洪水被害を助長するおそれ がある





## 沈船等による油流出

<u>不法係留船の沈没・破損により油</u> が流出し、水質や生物へ悪影響を 与える



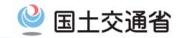


## 景観、河川利用の阻害

「水の都ひろしま」の水辺景観の支障 となるとともに水上交通や河川清掃の 妨げとなる



## 太田川市内派川の不法係留船対策の経緯・対策状況



#### ソフト施策の推進

平成9年 河川法改正:「係留船舶も不法工作物」

「太田川水系不法係留船対策に係る計画」策定 平成10年9月: 【中国地整・広島県】

不法係留船の「 重 点 的 撤 去 区 域 」を設定

広島湾域において、平成10年10月から「広島県プレジ・ャー ポートの係留保管の適正化に関する条例」施行

平成19年10月に四次指定区域まで指定完了

平成19年11月27日中国地方の河川初となる 不法係留船の「<mark>行政代執行</mark>」実施

#### 太田川マリーナを執行船舶保管場所として利用

平成22年11月 **国管理区域の河道部から** はプレジャーボートを 一掃

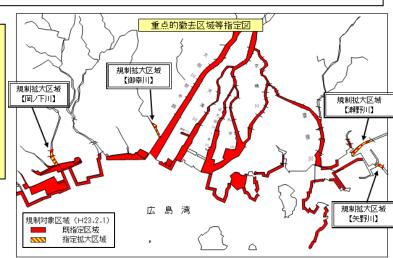


県・市と連携し取り締まりを強化(指定区域の拡大)

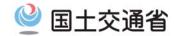
重点的撤去区域の設定位置図(市内派川) 管理区間 直轄 広島県 新庄橋 新庄床止 新こうへい橋 一次指定区域 こうへい橋 牛田大橋 二次指定区域 駅前大橋 山陽新幹線橋梁 可部線橋梁 三次指定区域 竜王橋 , 荒神橋 山陽本線橋梁 新竜王橋 横川橋 四次指定区域 相生橋 連絡橋 着京橋 元安橋 元安橋 元 山陽新幹線橋梁 空鞘橋/連絡橋 山手橋 太 中広橋 一 元安根 一 元安根 一 天 広瀬橋 相生橋 本川橋 平和大 黄金橋 鶴見橋 JII 広電天満橋 西平和大橋 平和大橋 柳橋 己斐橋 中島神崎橋一日萬代橋 安東広島橋 比治山橋 平野橋 新己裝橋 満觀牆 新観音橋 新住吉橋 東洋大橋 水観音橋 海田大橋 御幸橋 南大橋 舟入橋: H 南千田橋 天満川水管橋 太田川水管橋 安芸郡坂町 昭和大橋 吉島橋 庚午橋 新昭和大橋 金輪島 広島湾 観音マリーナ 太田川河川マリーナ

#### 【H23.2現在の指定】

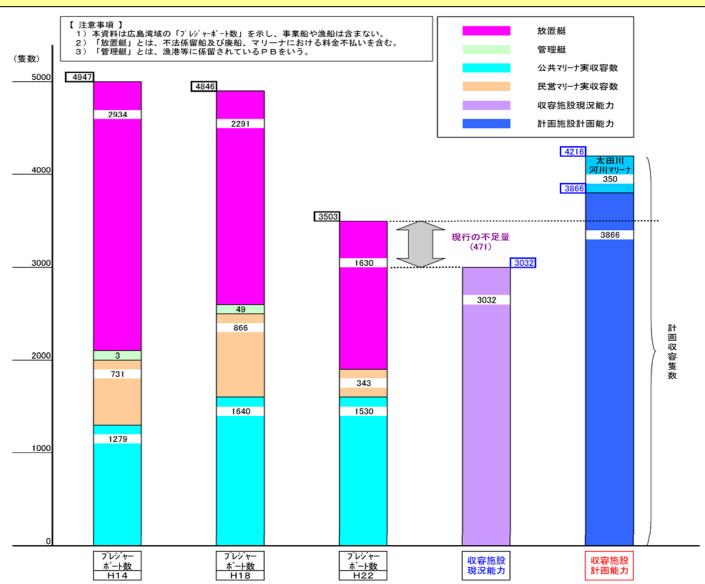
- ・港湾・漁港域内の 「放置等禁止区域」 及び河川区域内の 「重点的撤去区域」 を順次、拡大
- ・H23.2には、新たに 4河川に「重点的 撤去区域」を拡大



## 広島湾域におけるプレジャーボート数の推移



- ・現時点(平成22年調査)では、係留施設が約470隻不足しており、係留施設の整備が必要。
- ・計画収容施設(民営マリーナ含む)能力は約4200隻であり、太田川河川マリーナの収容能力350隻を除いた場合でも広島湾域の全てのプレジャーボートの収容が可能。



## 市の申し入れ内容

需要の減少、施設の早期有効活用の必要性、継続的な不法係留船対策を実施する、 ということを総合的に勘案し、事業を中止せざるを得ない。

## 〇需要の減少

- ・平成22年時点で収容数が471隻不足しているが、プレジャーボートが著しい減少傾向にある。 (不法係留船の所有者は料金抵抗から船を公共マリーナに係留せずに手放す傾向も伺える)
- ・陸上保管のニーズが高まっていることもなく、陸上保管の太田川河川マリーナが高い収容率を 確保することは難しい。(既存の公共・民間マリーナとの新たな競合関係も生じる)

#### 〇施設の早期有効活用の必要性

・「一旦中止」以来、市民が施設を利用できない状況が続いており、早期有効活用を進める必要がある。

#### 〇継続的な不法係留船対策の実施

市管理水域での放置に対する指導、市民への意識啓発などにより、継続的な不法係留船対策 を実施する。

ω

## 事業の取扱

共同事業者(広島市)が事業中止を決定したこと、不法係留船の現状などを踏まえ、太田川河川マリーナは中止とする。

なお、今後の泊地の利活用、施設の管理は以下の方針で進めていくこととする。

## 広島県への意見照会結果

中止の判断はやむを得ないものと判断されるが、これまで整備した施設の有効な活用策を早急に提示されたい。 なお、今後の利活用に係る費用については、県は負担しないものとして検討していただきたい。

## 泊地の利活用及び今後の不法係留船対策

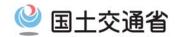
- 〇広島市が責任を持って利活用を行う(広島市の考え方)
  - ・施設(泊地)については、「水の都ひろしま」づくりに寄与して河川利用の促進が図られるよう活用し、対岸の広島西飛行場の跡地の活用と連携して、将来のウォーターフロントのあり方にうまく繋げていきたい。
- 〇国、広島県、広島市が連携して不法係留船対策を行う
  - プレジャーボート等の不法係留船対策については、広島湾地域の公共水域について連絡協議を行い水面が有する機能の維持と環境の整備を図る。

#### 施設の管理

- ・泊地護岸、港口部の外郭施設については、河川管理施設として国が管理。
- ・それ以外(泊地など)の河川区域は、広島市が利活用策を決定後、広島市が占用し管理。

S

# (参考)広島県内の不法係留船の状況



е		マリーナ等の	PB総隻数 「	許可艇			协置艇		放置艇率	余力		上点 10 11 一 <b>一</b> 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
コード	都道府県名	収容能力 A	В	計可艇 C	マリーナ等	マリーナ等以外	以巴ル	沈廃船	F/B(%)	A-D		・広島県は、不法係留船(=放置艇※)
	北海道		3,549	_	D 1.450	E 1416	680	G		735	北海道	が全国一多い。
	北海追 青森県	2,188 993	1,858	2,869 824	1,453 570	1,416 254	1,034	211 324	19.2% 55.7%	423	青森県	
	月林宗 岩手県	366	806	691	197	494	115	44	14.3%	169	岩手県	・2位~4位は、岡山県、愛媛県、山口
	宮城県	1.265	4.418	1.741	998	743	2,677	273	60.6%	267	宮城県	
5	秋田県	810	1,460	1,108	420	688	352	53	24.1%	390	秋田県	県となっており、瀬戸内海の不法係
6	山形県	797	854	726	639	87	128	0	15.0%	158	山形県 🗓	留船が多くなっている。
7	福島県	493	1,129	877	233	644	252	14	22.3%	260	福島県	田川か多くなっている。
8	茨城県	1,016	4,763	3,392	814	2,578	1,371	362	28.8%	202	茨城県	
-	栃木県	0	364	258	0	258	106	6	29.1%	0	栃木県	※放置艇:不法係留船及び廃船、マ
	群馬県	0	22	0	0	0	22	0	0.0%	0	群馬県	リーナルナフ州人ナリッナ人ナ
	埼玉県	641	1,119	592	531	61	527	29	47.1%	110	埼玉県	リーナにおける料金不払いを含む。
	千葉県	1,835	4,504	2,252	1,336	916	2,252	159	50.0%	499	千葉県 東京都	
	東京都	1,292	2,253	1,744	1,124	620	509	8	22.6%	168	神奈川県	(出典:平成22年度プレジャーボート全国実態調査)
	神奈川県 新潟県	7,501 1,271	8,809 3,721	6,812 1.586	5,568 1.003		1,997 2,135	96 110	22.7% 57.4%	1,933 268	新潟県	
	富山県	1,271	3,721 2,299	1,586	1,003	583	2,135 1,355	110	57.4% 58.9%	268 452	富山県	
	石川県	1,088	2,299	781	697	84	1,645	144	67.8%	391	石川県	
	福井県	2.309	1,952	1.538	1,266	1	414	22	21.2%	1.043	福井県	
	山梨県	2,505	232	232	1,230	232	0	0	0.0%	0	山梨県	
	長野県	222	769	631	154	477	138	3	17.9%	68	長野県 1	
	岐阜県	14	239	12	12	0	227	4	95.0%	2	岐阜県□	
22	静岡県	7,141	9,963	9,049	4,624	4,425	914	109	9.2%	2,517	静岡県	
23	愛知県	3,803	8,406	4,485	2,303	2,182	3,921	429	46.6%	1,500	愛知県	
	三重県	1,600	4,865	1,369	807	562	3,496	300	71.9%	793	三重県	
	滋賀県	5,342	4,779	3,694	3,169	7	1,085	66	22.7%	2,173	滋賀県	
	京都府	983	2,228	1,223	646	-	1,005	70	45.1%	337	京都府	
	大阪府	2,193	3,305	2,791	1,449		514	65	15.6%	744	大阪府	<u></u>
	兵庫県	6,720	9,745	5,547	4,243		4,198	425	43.1%	2,477	兵庫県	<del>-</del>
	奈良県	0	262	262	1,294	262	0	0	0.0%	0	奈良県	
	和歌山県 鳥取県	2,343 1.045	5,801 1,643	2,000 968	1,294	706 335	3,801 675	156 100	65.5% 41.1%	1,049 412	和歌山県	<b>J</b>
	島根県	486	3,090	723	405		2,367	399	76.6%	81	島根県	
	岡山県	4,193	10,704	3,323	2,553	770	7.381	318	69.0%	1,640	岡山県	7381
	広島県	4,193	16,441	4,538	3,177	1,361	11,903	572	72.4%	1,766	広島県	11903
	山口県	1,652	6,941	2,436	1,145	1,291	4,505	381	64.9%	507	山口県	4505
	徳島県	516	4,075	445	312	1	3,630	296	89.1%	204	徳島県	_
37	香川県	2,698	6,286	3,383	1,779	1,604	2,903	332	46.2%	919	香川県	
38	愛媛県	1,925	8,147	1,808	1,184	624	6,339	534	77.8%	741	愛媛県	6339
39	高知県	1,043	4,609	2,110	815	1,295	2,499	351	54.2%	228	高知県	
	福岡県	3,087	5,746	3,232	1,747	1,485	2,514	225	43.8%	1,340	福岡県	
	佐賀県	378	1,455	1,056	284		399	47	27.4%	94	佐賀県	
	長崎県	1,560	8,088	5,303	1,059	4,244	2,785	187	34.4%	501	長崎県	
	熊本県	1,019	5,330	3,024	798	2,226	2,306	429	43.3%	221	熊本県	,
	大分県	862	4,920	1,222	457	765	3,698	181	75.2%	405	大分県	
	宮崎県	919	3,787	1,141	452		2,646	123	69.9%	467	宮崎県	
	鹿児島県	289	5,639	1,559	109		4,080	331	72.4%	180	鹿児島県	-
_	沖縄県 全国	1,514 83,751	3,217 197,018	2,180 98.481	1,035 54,438	1,145 44,043	1,037 98,537	238 8.545	32.2% 50.0%	479 29,313	沖縄県	
	王国	83,751	197,018	98,481	54,438	44,043	98,537	8,545	50.0%	29,313	0 2000 4	<b>1</b> 000 6000 8000 10000 12000 14000
											0 2000 4	1000 8000 8000 10000 12000 14000

太田川総合水系環境整備事業 (太田川河川マリーナ) (広島県への意見照会と回答)

国中整企画第81号 国中整港計第46号 平成24年1月4日

広島県知事 殿

中国地方整備局長

中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る 対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、 ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通 省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に 基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その 効率性、実施過程の透明性を図るべく、中国地方整備局事業監視委 員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針 (原案)について審議しております。

このたび、平成24年1月26日(木)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(案)の作成にあたり、平成24年1月17日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先中国地方整備局 企画部 企画課課長補佐 浜崎教習係長 木本

電 話: 082-221-9231 FAX: 082-227-2651

## 【河川事業】

事業名	「対応方針(案)」案※	備考
太田川総合水系環境整備事業(太田川河川マリーナ)	中止	

<sup>※</sup>貴県の意見を踏まえ、「中国地方整備局事業監視委員会」へ諮る 対応方針(案)を作成するためのものです。

土 総 第 3 1 号 平成24年1月20日

中国地方整備局長 様

広島県知事



中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成24年1月4日付け国中整企画第81号及び国中整港計第46号で照会のあった下記事業について、対応方針(原案)案についてはやむを得ないと判断します。 なお、個別の事業についての意見は別紙のとおりです。

記

・ 河川事業 太田川総合水系環境整備事業 (太田川河川マリーナ)

以上





担当

土木総務課経営調整グループ 電話 082-513-3814 FAX 082-223-3593 中国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)案に対する意見

#### 【河川事業】

事 業 名	太田川総合水系環境整備事業 (太田川河川マリーナ)
対応方針に対する意見 (対応方針:中止)	やむを得ないと判断する。

#### (具体的意見)

事業中止の判断はやむを得ないものと判断されるが、これまで整備した施設の有効な活用策を早急に提示されたい。

なお、今後の利活用に係る費用については、県は負担しないものとして検討をしていただきたい。